

平成十八年政令第二百二十八号

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律施行令

内閣は、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成十八年法律第五十一号）第七...

意見の聴取

第一条 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（以下「法」という。）第七...

情報の公表

第二条 法第七第四項の規定による情報の公表は、国の行政機関等が実施している公共サー...

（親会社等）

第三条 法第十第九号（法第十五条、第十七条及び第十九条において準用する場合を含む。）...

一 その総株主（株主総会において決議をすることができない事項の全部につき議決権を行使...

二 その役員（理事、取締役、執行役、業務を執行する社員又はこれらに準ずる者をいう。...

三 その代表権を有する役員が占めていること。その役員若しくは職員が占めていること。...

四 委員との直接の利害関係（委員との直接の利害関係）法第十第十号（法第十五条、第十七...

第五条 法第十第十号（法第十五条、第十七条及び第十九条において準用する場合を含む。）...

第六条 法第十第十号（法第十五条、第十七条及び第十九条において準用する場合を含む。）...

第七条 法第十第十号（法第十五条、第十七条及び第十九条において準用する場合を含む。）...

第八条 法第十第十号（法第十五条、第十七条及び第十九条において準用する場合を含む。）...

準用する場合を含む。）に掲げる事項の概要とする。法第十第十号（法第十五条、第十七...

二 契約に係る前条第一項に規定する概要三 契約の相手方の住所（法人にあつては、代...

四 契約金額（契約を変更したときに公表すべき事項）法第二十一号（法第十五条、第十七...

九条 法第三十一号（法第十五条、第十七条及び第十九条において準用する場合を含む。）...

第十号 法第三十三号（法第十五条、第十七条及び第十九条において準用する場合を含む。）...

Table with 2 columns: Date (平成十九年三月三十一日以前, etc.) and Category (年二・三パーセント, etc.)

第十号 法第三十三号（法第十五条、第十七条及び第十九条において準用する場合を含む。）...

（事務の委任）第十一条 国の行政機関の長は、法第四十九号の規定により他の国の行政機関所属の職員に官民...

2 国の行政機関の長は、法第四十九号の場合において、当該国の行政機関又は他の国の行政機...

3 前項の場合においては、第一項の同意は、その指定しようとする官職及び委任しようとする...

4 国の行政機関の長は、法第四十九号の規定により当該国の行政機関所属の職員又は他の国の...

附則 抄（施行期日）この政令は、法の施行の日（平成十八年七月七日）から施行する。

附則 抄（施行期日）この政令は、公布の日から施行する。附則（平成二八年三月三十一日政令第一...

1 この政令は、平成二八年四月一日から施行する。（施行期日）（内閣府令の効力に関する経過措置）

2 この政令の施行の際現に効力を有する内閣府令で、第二十八号（第一号に係る部分に限る。）...

3 第三十五条の規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (令和元年九月一日政令第九七号) 抄  
(施行期日)

1 この政令は、令和二年四月一日から施行する。

---

---

---

---

---